

岡山県計量法関係手数料

4 定期検査

区 分	金 額	
	現 行	改 訂
1 非自動はかり		
(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの		
ひょう量が100kg以下のもの	1,400円	1,400円
ひょう量が250kg以下のもの	1,910円	1,910円
ひょう量が500kg以下のもの	2,210円	2,210円
ひょう量が500kgを超えるもの	3,220円	3,220円
(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	250円	250円
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの		
ひょう量が100kg以下のもの	500円	500円
ひょう量が250kg以下のもの	900円	900円
ひょう量が500kg以下のもの	1,500円	1,500円
ひょう量が1トン以下のもの	2,210円	2,220円
ひょう量が2トン以下のもの	3,710円	3,720円
ひょう量が5トン以下のもの	6,930円	6,940円
ひょう量が10トン以下のもの	10,980円	10,990円
ひょう量が20トン以下のもの	15,330円	15,360円
ひょう量が30トン以下のもの	19,600円	19,640円
ひょう量が40トン以下のもの	22,250円	22,320円
ひょう量が50トン以下のもの	30,750円	30,900円
ひょう量が50トンを超えるもの	30,750円 に、ひょう量1 0トンまでを増 すごとに30, 750円の5分 の1の額を加 えた額。ただ し、その額に1 00円未満の 端数があると きは、その端 数金額を切り 捨てた額	30,900円 に、ひょう量1 0トンまでを増 すごとに30, 900円の5分 の1の額を加 えた額。ただ し、その額に1 00円未満の 端数があると きは、その端 数金額を切り 捨てた額
<p>最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、(1)から(3)までに掲げる金額の2倍の額とする。</p>		
2 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	10円	10円